

筑波山地域ジオブランド認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、筑波山地域(つくば市、石岡市、笠間市、桜川市、土浦市、かすみがうら市)ジオパークが日本ジオパークとして認定されたことを機に、住む人にも訪れる人にも愛される地域づくりの実現に向けて、“筑波山地域ジオブランド”づくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 ここでの筑波山地域ジオブランドとは、筑波山地域の魅力ある地域資源の価値を高め、地域経済の活性化に寄与するものとする。

(認定基準)

第3条 筑波山地域ジオブランドとして認定する商品等の基準は、筑波山地域ジオブランド認定ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)によるものとする。

(筑波山地域ジオブランド認定審査会)

第4条 ガイドラインに基づく商品等の審査及び筑波山地域ジオブランドの認定に関する重要事項の審議のため、筑波山地域ジオブランド認定審査会(以下「認定審査会」という。)を設置する。

2 認定審査会に関わる事務局については、筑波山地域ジオパーク推進協議会地域振興部会内に置く。

3 認定審査会の設置・運営に関しては、別に定める。

(認定の申請・決定)

第5条 筑波山地域ジオブランドとして商品等の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、筑波山地域ジオブランド認定申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、筑波山地域ジオパーク推進協議会長(以下「会長」という。)に申請するものとする。

2 認定審査会は、前項の規定に基づき申請があった場合は、申請に係る商品等の認定の可否について審査を行うものとする。

3 前項の規定による審査の結果、当該商品等がガイドラインに適合すると認められるときは、会長は認定の決定を行い、当該申請者に対して筑波山地域ジオブランド認定証(様式第2号)(以下「認定証」という。)を交付するものとする。

4 会長は第2項の規定による審査の結果、認定審査会が認定すべきでないと判断した商品については、認定しない理由を付して、筑波山地域ジオブランド不認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(認定マークの表示)

第6条 前条の規定により認定証が交付された者(以下「受証者」という。)は、当該商品に、認定を受けた商品(以下「認定商品」という。)であることを示す筑波山地域ジオブランド認定マーク(以下「認定マーク」という。)を表示、もしくは筑波山地域ジオブランド認定シール(以下「認定シール」という。)を貼付する。

2 前項の認定マークの表示に要する費用は、受証者の負担とする。

3 第1項の認定シールは認定審査会が無償で発行する。

(認定の有効期間)

第7条 第5条第3項の規定による認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。

(認定の更新)

第8条 認定の更新を行う場合には、認定期間終了年度の更新申請締切までに、筑波山地域ジオブランド認定更新申請書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

2 前項の申請が認定審査会による再審査で適當と認められた場合、会長は当該申請者に対して認定証を交付し、認定を更新するものとする。

3 更新の有効期限は、認定の満了する日の翌日から3年間とする。

4 会長は第1項の規定による申請について、認定審査会による審査で認定すべきでないと判断した商品については、認定しない理由を付して、筑波山地域ジオブランド不認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(認定の変更)

第9条 認定商品について、次のいずれかの変更を行う場合は、その内容を筑波山地域ジオブランド認定証記載事項変更届出書(様式第5号)に記入し、速やかに会長に届け出るものとする。それ以外の変更の場合は認定を取り消すものとする。

(1)認定商品の名称、価格等を変更するとき。特に、変更後の価格が認定時の1.5倍を超える場合は、認定審査員の審査により過半数以上の承認が得られない限り、認定を取り消すものとする。

(2)受証者の代表者名若しくは住所等を変更するとき。

(3)認定商品の容器包装等を変更するとき。

2 会長は、認定証の内容に変更が生じた場合、当該認定者に対して、必要事項を記載した認定証を交付するものとする。ただし、会長は認定証を交付する際に必要と認められる場合に限り、認定審査会の意見を聞くことができる。

(受証者の責務・事故等への応対)

第10条 受証者は、この要項の規定を遵守するとともに、筑波山地域ジオブランドのイメージ向上に努めなければならない。

2 本認定制度は、受証者の意志による申請を前提に、自主申告・自主管理を原則とすることから、認定商品に問題が生じた場合の責任は、認定者自身に帰属するものである。また、認定商品の流通や販売、使用や消費において事故等が発生したときも、その責任の一切を受証者が負うものとする。

3 受証者は、前項に定める問題や事故等の発生を確認したときは、その内容を速やかに会長に連絡し、報告書を提出しなければならない。

4 会長が認定商品の苦情等を受け付けたときは、受証者に対して速やかにその内容を連絡する。受証者はこれに誠意を持って対応し、その結果を速やかに会長に連絡し、報告書を提出しなければならない。

5 会長は事故等の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容を公表する。その際に受証者及びその取引関係先において経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも、一切の責任及び負担を負わないものとする。

(認定の取消し)

第11条 会長は、受証者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該商品に対する認定を取消しすることができる。

(1)認定取消しの届出があつたとき

- (2)認定商品が認定基準に適合しなくなったと認められるとき
- (3)虚偽の申請により認定を受けたとき
- (4)その他認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき
- (5)商品に認定マークを表示または認定シールを貼付することなく販売を行っているとき
- (6)認定を受けた商品名とは異なる商品名で販売をしているとき

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は地域振興部会が定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年5月27日から施行する。